

# 足利市基本構想（第8次足利市総合計画）原案について

総合政策部 総合政策課  
(電話 0284-20-2103)

## 1 趣 旨

令和4年度から8年間の計画期間とする足利市基本構想（第8次足利市総合計画）原案がまとまりましたのでお知らせします。

なお、本案に対し、広く市民等から意見を募集するため、パブリック・コメントを実施しますので、周知方ご協力をお願いいたします。

## 2 足利市基本構想（第8次足利市総合計画）原案 別紙1のとおり

## 3 足利市基本構想（第8次足利市総合計画）原案の概要

### (1) 計画の目的

- ・本市の現状や課題、目指すべき将来都市像を市民と共有します。
- ・次なる100年の礎となり、本市が進むべき道筋を照らすための指針とします。

(2) 計画期間：令和4(2022)年度～令和11(2029)年度

(3) まちづくりの基本理念：足利市市民憲章を基本理念とします。

(4) 人口の将来展望：令和42(2060)年に100,000人の人口確保を目指します。

(5) 将来都市像：「誇り高く <sup>ひと</sup>仁を育み 挑戦し続けるまち足利」  
～次代の子どもたちに 今の私たちがつなぐ未来～

(6) 施策の方向性：行政分野を「教育・文化」「産業・観光」「健康・福祉」「都市基盤」「環境・安全」「都市経営」の6分野に分けて、将来都市像実現のための、その方向性を示しています。

## 4 パブリック・コメントの実施

(1) 募集期間：令和3(2021)年6月28日(月)～7月21日(水)(必着)

(2) 応募方法：住所、氏名（団体は団体名、代表者名）、電話番号を書いて、郵送、ファクス、Eメールまたは持参で総合政策課へ提出してください。

(3) 資料の閲覧場所：総合政策課(本庁舎4階)、市民資料室(本庁舎別館1階)、各公民館及び市ホームページ

※詳しくは別紙2募集チラシをご覧ください。

## 5 今までの経過

- ・ 令和 2 (2020) 年 1 0 月 まちづくりワークショップ、パネル展、市民アンケートを実施
- ・ 令和 3 (2021) 年 2 月 素案を市議会全員協議会に報告  
素案を市民検討委員会に報告

## 6 今後の予定

- ・ 本原案に対する市議会、市民検討委員会及びパブリック・コメントでの意見を踏まえて成案として取りまとめ、9月定例会市議会に提案予定です。

**足利市基本構想**  
**(第 8 次足利市総合計画)**  
**原 案**

令和 4 (2022) 年度～令和 11 (2029) 年度

足 利 市

# 《目 次》

## I 基本構想

### 第1部 はじめに

---

第1章	総合計画の策定にあたって	
	1 総合計画の目的	3
	2 総合計画の構成と期間	4
	3 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の位置付け	5
第2章	社会環境の変化と今後の課題	
	1 少子高齢化に伴う社会構造の変化	5
	2 新型感染症や自然災害など市民生活リスクの拡大	6
	3 持続可能なまちづくり	6
	4 Society5.0 時代の到来	7
	5 市民のつながりと地域力の強化	7

### 第2部 基本構想

---

第1章	まちづくりの基本理念	8
第2章	想定人口	
	1 人口推計（社人研推計）	9
	2 人口の将来展望	10
第3章	将来都市像	12
第4章	次の100年を見据えたまちづくりの考え方	12
第5章	土地利用の方針	13
第6章	施策の方向性	14
	1 教育・文化	15
	2 産業・観光	16
	3 健康・福祉	17
	4 都市基盤	18
	5 環境・安全	19
	6 都市経営	20

# Ⅰ 基本構想

## 第1部 はじめに

### 第1章 総合計画の策定にあたって

#### 1 総合計画の目的

足利市は、豊かな緑と清らかな水に恵まれ、また、優れた伝統と格調高い文化の薫る由緒あるまちで、市制が施行されてから 100 年の歳月を積み重ねてきました。

私たちには先人達が築き上げてきた礎を、未来を担う次の世代に確実に引き継いでいく責務があります。

しかし、近年、自然災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症による世界的な影響、A I※1や自動運転に代表される最先端技術の急速な進展など、市民生活を取り巻く環境は大きく変化しています。また、市民のニーズや価値観、それぞれの地域の課題も多様化、複雑化しています。

このような情勢の中、様々な環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくため、本市の現状や課題、目指すべき将来都市像を共有し、時代の潮流を的確に捉え、次なる 100 年の礎となり、本市が進むべき道筋を照らすための指針として、令和4(2022)年度を初年度とする新たな総合計画を策定します。

※1…A I : 人工知能。Artificial Intelligence の略。

## 2 総合計画の構成と期間

### 基本構想

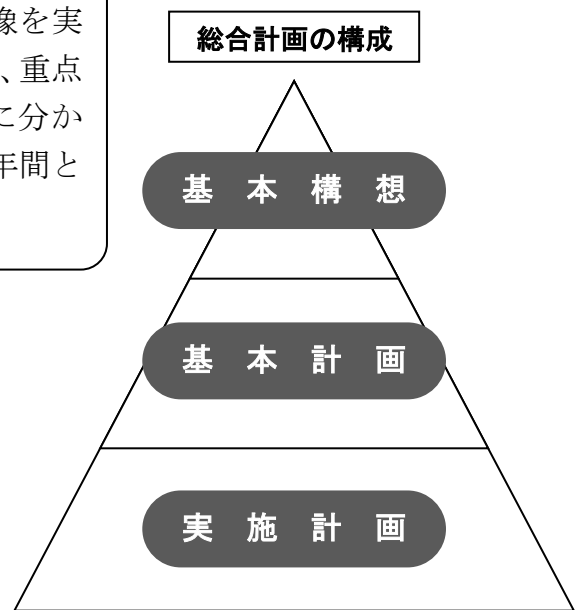
基本構想は、本市のまちづくりの基本理念、目指すべき将来都市像とそれを達成するための施策の方向性を示すもので、期間は令和4(2022)年度から令和11(2029)年度までの8年間とします。

### 基本計画

基本計画は、基本構想で掲げる将来都市像を実現するための施策の基本方針を示すもので、重点的に取り組む施策と各分野における施策に分かれています。期間は前期・後期それぞれ4年間とします。

### 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策の基本方針に基づき実施される具体的な事業を示すもので、期間を2年間とし、毎年度、見直しを行います。



### 総合計画の期間

年度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基本構想	基本構想 8年間							
基本計画	前期基本計画 4年間				後期基本計画 4年間			
実施計画	実施計画 2年間				実施計画 2年間			
			実施計画 2年間				実施計画 2年間	
					実施計画 2年間		実施計画 2年間	
総合戦略	第2期総合戦略 4年間				第3期総合戦略 4年間			

### 3 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の位置付け

平成 26 (2014) 年 11 月に、まち・ひと・しごと創生法が施行されたことに伴い、本市では平成 28 (2016) 年 1 月に、令和元(2019)年度末までを計画期間とする「足利市まち・ひと・しごと創生総合戦略※1」を策定しました。その後、総合計画との整合性をより高めるため、総合戦略の計画期間を 2 年延長し、第 2 期総合戦略の始期を第 8 次総合計画と合わせ令和 4 (2022) 年度としました。

この度、第 8 次総合計画の策定にあたり、総合計画と総合戦略の目標が、人口減少への対応や地域の活性化を図る地方創生の視点において重なる部分が多く、密接に関係していることから、総合計画に総合戦略を包含する形で一体的に策定することとしました。

## 第 2 章 社会環境の変化と今後の課題

### 1 少子高齢化に伴う社会構造の変化

日本の総人口は本格的な減少局面を迎え、併せて平均寿命の延伸と団塊の世代の高齢化により、高齢者の割合は急速に増加しています。人口減少、少子高齢化は、社会保障費の増加や労働人口の減少による経済の縮小、地域活動等の担い手不足、地域コミュニティの衰退など、社会生活における様々な場面に影響を与えています。

本市の平成 27(2015)年国勢調査における総人口は 149,452 人\*であり、平成 2 (1990)年の 167,686 人をピークに減少傾向が続いています。年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)が減少する中、高齢者人口(65 歳以上)は増加しており、少子高齢化が進行しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、核家族世帯や単身世帯が増加し世帯規模が縮小しています。高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加していることから、社会的に孤立する人の増加が懸念されています。

少子高齢化が進む地域コミュニティにおいては、地域内での見守りや支えあい活動の重要性が高まっていくと考えられます。こうしたことから、様々な世代が、それぞれの経験や知識、能力を活かし、地域やまちづくりの担い手として参画できる機会を充実させながら、併せて人口減少に適応したまちづくりを進めることが求められています。

\*…人口は令和 2 (2020) 年度実施の国勢調査の結果を反映する予定です。

※1…足利市まち・ひと・しごと創生総合戦略：急激な人口減少を可能な限り抑制し、地域経済の活性化や活力ある地域社会の形成を目指し、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する計画。

## 2 新型コロナウイルス感染症や自然災害など市民生活リスクの拡大

新型コロナウイルス感染症の発生は、地域経済と日々の市民生活に大きな影響を与えています。また、近年、台風や地震、ゲリラ豪雨などによる自然災害が激甚化しています。市民の日常生活においては、特殊詐欺手口の巧妙化やSNS※1における誹謗中傷、ネットワーク上でのなりすましや個人情報の漏洩など様々なリスクが拡大しています。

本市においても、多様化する市民生活における諸課題に対し、市民の生命、財産を守り、市民が健康に安心して暮らせるよう、市民、地域、行政などが、それぞれ主体となり、相互に連携、協力しながら、課題解決に取り組むことが求められています。

## 3 持続可能なまちづくり

平成 27 (2015) 年、国連は多様化する国際課題に対し、持続可能な世界を実現するために 17 の目標と 169 のターゲットからなる国際社会全体の開発目標「SDGs (エスディージーズ)※2」を採択しました。これを受け、日本を含む各国では、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けた取組が推進されています。

本市においては、これまでも環境や人権、地域経済の活性化など、市民、事業者、行政が一体となって様々な課題に取り組んできましたが、SDGsを意識することで更なる連携を深め、地域課題の解決から国際課題の解決へとつなげる取組が求められています。

また、各地方自治体においては、人口減少の抑制と合わせ、人口減少社会に対応したまちづくりや最先端技術の活用による持続可能なまちづくりが進められています。

本市においても、各地域の個性や魅力を活かした地域づくりを目指しながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」※3の実現に向けた取組や、人口規模に応じた公共施設の最適化、最先端技術の活用による産業振興や生活の質の向上など、経済的な発展と生活環境の維持向上が求められています。

※1…SNS：インターネット上に社会的ネットワークを構築可能にするサービス。  
Social Networking Service の略。

※2…SDGs：「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。  
Sustainable Development Goals の略。

※3…コンパクト・プラス・ネットワーク：地域の活力を維持しながら、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めること。



## 4 Society5.0時代の到来

I C T※1の飛躍的な発展と携帯端末などの情報通信機器の普及により、コミュニケーション手段が多様化し、人と人とのつながり方に大きな変化が生じています。また、I C Tの発展は、リモートワークやキャッシュレス決済の普及など企業活動や市民生活に大きな影響を与えています。今後は、更なるI C Tの進展により、教育、医療、介護、交通、防災など様々な分野において、利便性が飛躍的に向上することが期待されています。

国においては、先端技術を取り入れ、経済発展と社会問題の解決を両立するSociety5.0※2の実現を目指しており、行政のデジタルトランスフォーメーション（D X）※3を推進するためデジタル庁を創設\*しました。

本市においては、I C Tの活用による電子行政サービスの充実により、マイナンバー制度を活用した行政手続きの簡素化など、市民の利便性を向上させる取組と行政の一層の効率化が求められています。

## 5 市民のつながりと地域力の強化

市民生活における個人主義やプライバシー重視の傾向は益々拡大しており、市民の価値観やライフスタイルの多様化は、より一層進んでいます。これらは、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識の希薄化を招き、それらを基盤として成り立つ地域活動や、地域コミュニティの維持を難しくする一つの要因とも考えられています。

本市においては、市民一人ひとりが、それぞれの多様な働き方や学び方、暮らし方などを尊重しながら、個人や団体、行政などとの様々なつながりの中で、まちづくりを担う意識を持ち、地域の課題解決のために自ら参画することが求められています。

\*…デジタル庁の創設は、令和4年時点での状況を想定した表現になっています。状況の変化により修正する可能性があります。

※1…I C T：情報通信技術。Information and Communications Technology の略。

※2…Society5.0：ロボット、人工知能（A I）など新たな先端技術をあらゆる産業、社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会。

※3…デジタルトランスフォーメーション（D X）：I C T（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

## 第2部 基本構想

### 第1章 まちづくりの基本理念

足利市は、大正10（1921）年1月1日に市制を施行し、昭和45（1970）年5月、市制施行50年を記念して、市民の総意による「足利市民憲章」を定めました。

以来、市民憲章は、「まちづくりのこころ」として、私たち市民一人ひとりに浸透し、まちづくりの精神的なよりどころとなってきました。

次の100年に向けた総合計画の策定においても、市民憲章にうたわれている5つの精神を基本理念とし、わがまちに誇りを持ち、幸せを実感できるまちづくりを推進します。

#### 《足利市民憲章》

私たちは、自然にめぐまれ、はるかなる昔から文化がひらけていた学問のまち、産業のまち足利市を心から愛し、より美しく、より豊かにするためにこの憲章を定めます。

**一、足利市は日本最古の学校のあるまちです。**

教養を深め、文化のかおり高いまちをつくり、すぐれた伝統をさらに発展させましょう。

**一、足利市は美しいまちです。**

めぐまれた自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。

**一、足利市は善意のまちです。**

理解と信頼をもって、みんなのしあわせのためにお互いに助け合いましょう。

**一、足利市は希望にみちたまちです。**

明るい家庭をつくり、次代をになうこどもに誇りと希望をもたせましょう。

**一、足利市は伸びゆくまちです。**

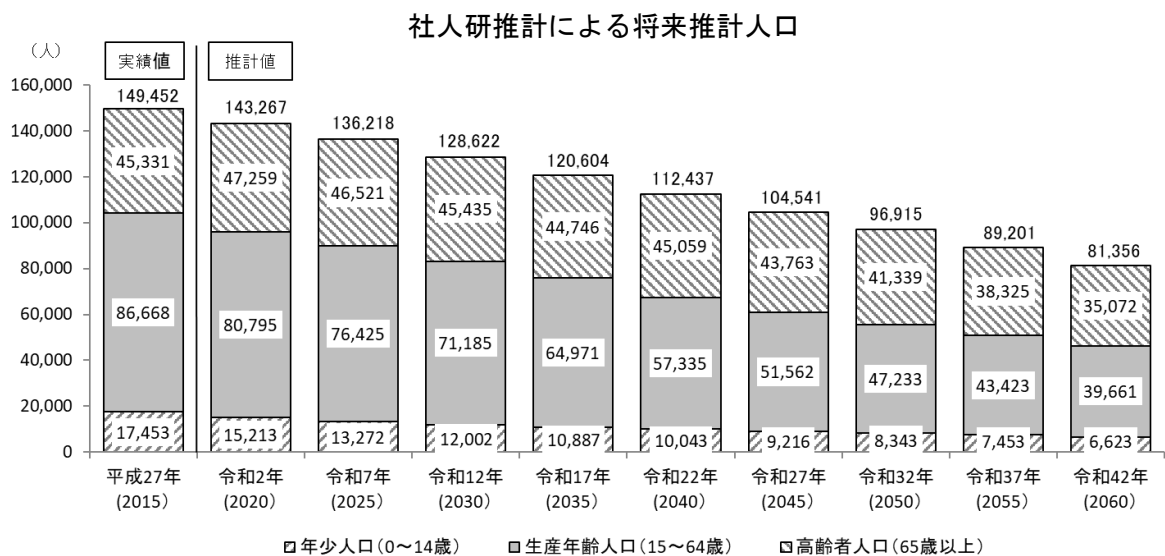
しごとを愛し、みんなの創意で時代の進歩に調和した活気のあるまちをつくりましょう。

## 第2章 想定人口

### 1 人口推計（社人研推計※1）

社人研推計によると、本市の総人口は基準年度である平成27（2015）年の149,452人から、30年後の令和27（2045）年には104,541人、45年後の令和42（2060）年には81,356人となり、45年間の減少率は約45.6%になると推計されています。

年齢3区分別で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）で減少が続き、高齢者人口（65歳以上）についても、今後、減少に転じると推測されています。



- ・平成27（2015）年の年齢3区分別人口は、年齢不詳人口を男女年齢別人口に案分して四捨五入した値を掲載しているため、国勢調査と一致しません。
- ・令和2（2020）年以降の将来推計人口は、平成27（2015）年の国勢調査の結果に基づき国が作成したワークシートにより推計しています。

※1…社人研推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30(2018)年推計）による推計。

## 2 人口の将来展望

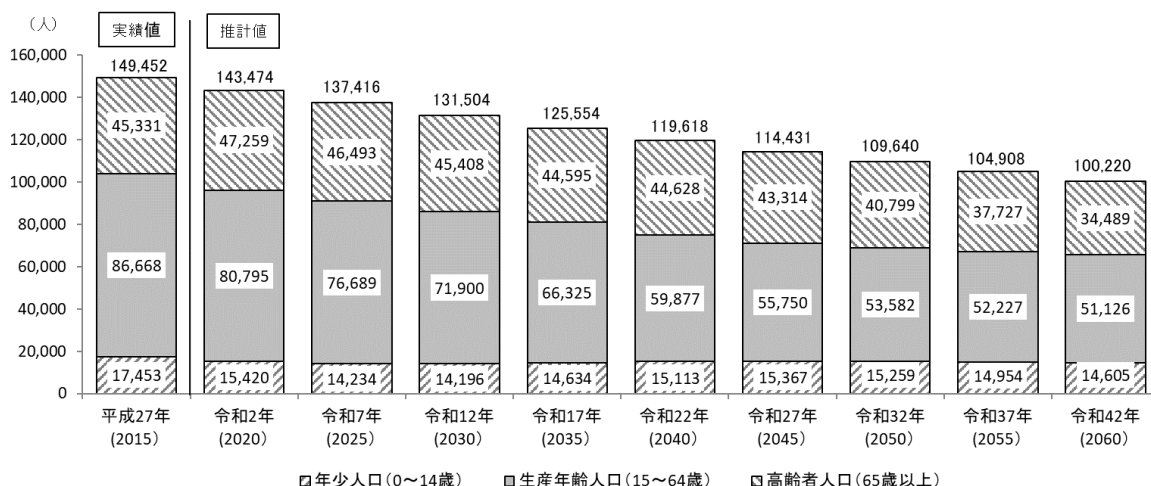
社人研推計では、令和 42（2060）年の人口は、81,356 人とされ、平成 27（2015）年の 149,452 人から、68,096 人（減少率 45.6%）減少すると見込まれています。

その中で、目指す将来の方向を踏まえ、本市における施策の効果が着実に反映され、合計特殊出生率が栃木県の目標と同水準（令和 17（2035）年に 1.90、令和 27（2045）年に 2.07 に向上）に改善するとともに、人口移動数（他市町村への転出超過数）を令和 12（2030）年に±0 に収束させることにより、人口ビジョンの目標年次である令和 42（2060）年に 100,000 人の人口を確保します。

### [目標人口の考え方]

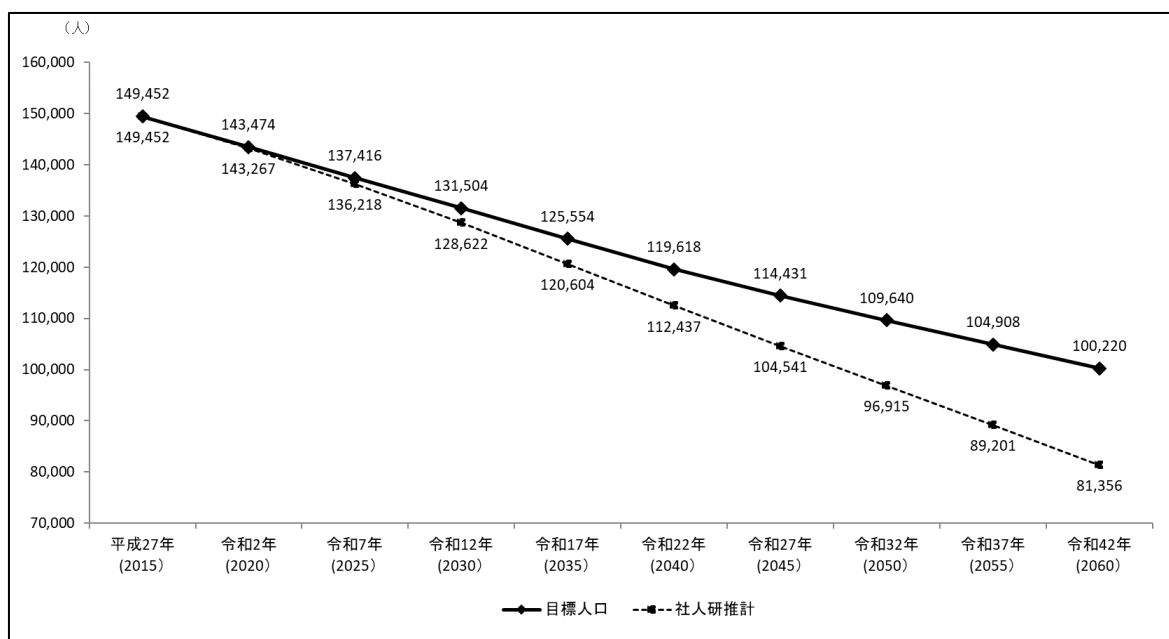
	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年(2045 年)～ 令和 42 年(2060 年)
将来推計人口	143,474	137,416	131,504	125,554	119,618	114,431～100,220
合計特殊出生率	1.39	1.56	1.73	1.90	2.00	2.07
社会移動	人口移動数を令和 12 年（2030 年）に±0 に収束					
社人研推計	143,267	136,218	128,622	120,604	112,437	104,541～81,356
合計特殊出生率	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.33～1.33

目標人口のシミュレーションによる将来推計人口



- ・平成 27（2015）年の年齢 3 区分別人口は、年齢不詳人口を男女年齢別人口に案分して四捨五入した値を掲載しているため、国勢調査と一致しません。
- ・令和 2（2020）年以降の将来推計人口は、平成 27（2015）年の国勢調査の結果に基づき国が作成したワークシートにより、上記の「目標人口の考え方」を踏まえて推計しています。

### 社人研推計と目標人口の比較(総人口)



## 第3章 将来都市像

### 誇り高く <sup>ひと</sup>仁を育み 挑戦し続けるまち足利 ～次代の子どもたちに、今の私たちがつなぐ未来～

令和3(2021)年1月1日、足利市は市制施行100周年を迎えました。

足利市には、先人から脈々と受け継がれてきた歴史と文化、産業があり、美しい自然が残されています。

また、自ら進んで困難に立ち向かう「進取の精神」と、足利学校のあるまちとして、孔子の教えの中心である人を思いやり、いつくしむ「仁」の心を大切にしてきました。

私たちは、これらの長い歴史の中で育まれてきた「足利らしさ」を、新しい技術や考え方と掛け合わせ、新たな価値を生み出しながら、次代を担う子どもたちに引き継いでいく必要があります。

そのために、足利への郷土愛と誇りを高め、あらゆる主体が、このまちのために互いに思いやり、力を合わせ、助け合いながらまちづくりを進めることが重要です。

次の100年も希望に満ちた未来を描くため、常に挑戦し続けるまちを目指します。

## 第4章 次の100年を見据えたまちづくりの考え方

私たちは、様々な社会環境の変化の中にあっても、歴史や文化、伝統など、本市の魅力さをさらに高め、次世代に引き継いでいく必要があります。そのため、ふるさとを愛し、主体的にともに生きる力を高め、将来都市像の実現に向けて着実に歩みを進めます。

新たな100年をスタートするにあたり、未来志向でチャレンジする足利を目指し、足利ならではの特色を活かしたまちづくりを推進します。

足利の輝く未来を見据えた取組として、農業とのバランスを図りながら行う新たな産業団地の開発などによる産業力の強化、人口減少社会に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進、道路や河川、公園などの都市基盤の適切な維持管理と計画的な整備、豊かな自然環境の未来への継承、地域防災力の向上を図ります。

また、市民が誇れる足利を目指す取組として、日本最古の学校「史跡足利学校」のある本市にふさわしい教育環境の充実、高等教育機関と協力したまちづくり、芸術・文化活動の振興、夢や希望を持って活動する企業や団体との連携による地域経済の振興など、地域資源を活かしたまちづくりを進めます。

これらを踏まえ、第6章に掲げる「教育・文化」、「産業・観光」、「健康・福祉」、「都市基盤」、「環境・安全」、「都市経営」の6分野における施策の方向性を示し、次の100年を見据えたまちづくりを進めていきます。

## 第5章 土地利用の方針

本市は、北部に足尾山地に連なる山並み、南部に関東平野に広がる田園、中央の市街地には渡良瀬川の清流など、豊かな自然に囲まれて、まちが形成されています。

限りある資源である土地は、市民の生活や経済活動に欠くことのできない共通の基盤です。土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の歴史的、文化的、経済的な諸条件に配慮し、総合的かつ計画的な利用を推進することで、安全性を高め、各地域の特色ある発展を図ります。

都市地域では、市内各地域の特性、資源を活かしながら、学校や公民館、駅などを核に、都市機能の集積・集約を図り、利便性の高い生活拠点の形成を推進します。

農業地域では、優良農地を確保するとともに、農用地の計画的な整備と、担い手への農地の集積・集約を進めることで農地の効率的な利用を図り、生産環境の向上と良好な景観の形成を推進します。

森林地域では、土砂災害の防止、水源かん養などの多面的な機能が発揮される環境の保全を図ります。

自然公園地域では、市民の憩いの場の提供や多様な生物の保全など、優れた自然の保護とその適正な利用を図ります。

自然保全地域では、自然環境や生物多様性からの恵みを、次の世代に継承できるよう保全を図ります。

以上を踏まえたうえで、都市的な土地利用への転換については、農地や森林などの利用と調整を図りながら、調和のとれた土地利用を推進します。

### 五地域区分※1の面積（令和3（2021）年3月31日現在）

区分		面積（ha）	市域面積に占める割合（％）
五 地 域	都市地域	17,776	100.0
	農業地域	4,659	26.2
	森林地域（R元年度末）	7,942*	44.7
	自然公園地域	1,320	7.4
	自然保全地域	34.71	0.2
計※2		31,732.71	178.5
市域面積		17,776	100.0

\*…森林地域の面積は令和3年度に策定する足利市森林整備計画に合わせ数値を更新する予定です。

※1…五地域区分：国土利用計画法に定める五地域。

※2…各地域に重複があるため、市域面積より大きくなります。

## 第6章 施策の方向性

次の100年を見据え、加速化する人口減少や財政の硬直化など厳しい都市経営の中で、まちづくりの基本理念のもと、将来都市像を実現するための各分野における施策の方向性を次のとおりとします。

### 1 教育・文化

市民一人ひとりが自ら学び、豊かな心を育みながら、歴史に包まれ文化の薫りあふれるまちをつくりまします。

### 2 産業・観光

先人が積み重ねてきた知恵、技術、地域資源を継承するとともに、新たな時代に向けて創造的で魅力と活力に満ちたまちをつくりまします。

### 3 健康・福祉

地域共生社会を実現することにより、お互いに支え合い、健康で幸せに暮らせるまちをつくりまします。

### 4 都市基盤

地域資源を活かしながら、災害に強い都市基盤を整備することで、快適で安全なまちをつくりまします。

### 5 環境・安全

環境問題への意識を高めるとともに、消防力の充実強化と、防災・減災対策に取り組み、環境にやさしい安全・安心なまちをつくりまします。

### 6 都市経営

市民の力を活かした新しいまちづくりを推進するとともに、徹底した行財政改革によって、持続可能なまちをつくりまします。



# 1 教育・文化

市民一人ひとりが自ら学び、豊かな心を育みながら、  
歴史に包まれ文化の薫りあふれるまちをつくります。

教育・文化は、豊かな学びと心を育む、ひとづくり・まちづくりの根幹です。

日本最古の学校「史跡足利学校」のあるまちとして受け継がれてきた自学自習の精神と先人が築き上げてきた歴史や文化は、市民の暮らしの中に息づいています。

生涯学習においては、市民一人ひとりが、自ら目標をもって人生をいきいきと暮らすことを願って定めた「足利市の教育目標」の実践により、年齢やライフスタイルに応じて、生涯にわたって学び、文化やスポーツ、国際交流の活動などを通じて、その成果が地域社会に還元されるような環境を整えるほか、主体的に地域の課題解決へ取り組む人材の育成に努めるなど、生涯学習社会の実現を目指します。また、新しい知識や教養を身に付け、心豊かな日常を過ごせるよう読書活動の推進を行います。

家庭教育においては、保護者が地域と連携し、安心して子どもへの教育が行えるよう、各種講座や相談を行うとともに、地域とのつながりづくりなど幅広い支援を行います。

学校教育においては、目指すべき子ども像の実現に向け、子どもたちの個性と可能性を伸ばし、学力の向上と豊かな人間性、社会性、自主性の育成を進めます。義務教育9年間を見通した中学校区教育※1を展開し、学校、家庭、地域それぞれが役割を分担しながら、一体となって子どもたちを守り育てる取組を行います。また、求められる学校像の実現に向け、ICTを活用した教育の推進や学校施設的环境整備を図るとともに、将来の学校再編に向けた本市における学校の在り方を検討していきます。

スポーツにおいては、市民ひとり1スポーツの実現のため、スポーツ施設の整備や生涯スポーツ活動の推進などに取り組みます。

人権・男女共同参画においては、様々な人権問題を正しく認識し、その解決に努めようとする意欲と実践力を養うとともに、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にとらわれず誰もが活躍できる社会の実現を目指した教育・啓発活動を行います。

世界文化遺産登録を目指す史跡足利学校や、国宝鏝阿寺本堂をはじめとする数多くの有形・無形の文化財は、豊かな自然と相まって、市民の宝であり「こころのふるさと」でもあります。これら貴重な文化遺産を守り、次世代に継承していきます。また、芸術・文化においては、その拠点となる新市民会館の整備を進めるとともに、歴史と文化のまち足利にふさわしい芸術・文化活動の推進を図ります。

※1…中学校区教育：中学校区内の小・中学校がそれぞれの特色を活かしながら、義務教育9年間を見通し、育てたい子ども像を共有し、小学校と中学校の教師が相互に理解を深めながら、系統性、連続性のある教育内容・指導方法を工夫する教育(縦のつながり)。また、学校と家庭・地域とが育てたい子ども像を共有し、一体となって児童生徒たちを育む教育(横のつながり)。これら縦のつながり、横のつながりを重視した教育。

## 2 産業・観光

先人が積み重ねてきた知恵、技術、地域資源を継承するとともに、  
新たな時代に向けて創造的で魅力と活力に満ちたまちをつくります。

産業・観光は、まちに魅力と活力、そして潤いを生み出す原動力(エネルギー)です。

工業、商業、農林業といった産業は人々の生活の基盤であり、観光振興やウォーカブルなまちづくり※1、映像をコンセプトとした取組は、まちの魅力を高め、より多くの人との交流を生み出します。本市が有するかけがえのない地域資源をさらに磨き上げ、足利市の未来を支えます。

工業においては、新たな産業団地の開発を進めるとともに、工業系空き用地も含め、産業構造の変化に対応した成長産業や次世代産業※2、映像産業などの企業誘致を目指します。また、新たな日常に対応した多様な働き方の促進や経済の活性化、市民の雇用・就業機会の拡大などに積極的に取り組みます。

商業においては、地域に根差す中小事業者や新たな事業にチャレンジしようとする創業者を支援するとともに、新しい生活様式や時代の変化に対応し、地域の特性を活かした魅力ある商業振興に取り組みます。

農林業においては、新たな担い手を確保、育成するとともに、農地利用の最適化※3や農地の効率的利用・汎用化を図る生産基盤の整備などを促進します。また、農畜産物のブランド力向上や新たな生産技術の導入などに取り組み、経営基盤の強化を図るとともに、森林、水田の持つ多面的機能の保全に努めます。

観光においては、歴史、文化、自然といった足利ならではの魅力ある観光資源をさらに磨き上げ、シティプロモーションの積極的な展開によって足利の魅力を国内外に発信します。また、ストーリー性をもった着地型観光※4を近隣市町と連携しながら広域的に進め、時代や来訪者のニーズに適応した質の高い観光都市を目指します。

※1…ウォーカブルなまちづくり：車中心からひと中心の空間へと転換し、「居心地良く歩き  
たくなるまちなか」の形成を目指すまちづくり。

※2…次世代産業：今後、市場の拡大が見込まれるAI技術などを活用した産業。

※3…農地利用の最適化：①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・  
解消、③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うこと。

※4…着地型観光：観光地が、地域の特性を活かした体験型などの観光プログラムを企画し、  
参加者が現地集合現地解散する観光形態のこと。

### 3 健康・福祉

**地域共生社会を実現することにより、お互いに支え合い、  
健康で幸せに暮らせるまちをつくります。**

**健康・福祉は、市民一人ひとりの健康と幸せな暮らしの支えです。**

人生 100 年時代に向けた健康づくりの新たなステージとして、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちづくりを推進し、地域共生社会の醸成と健康寿命の延伸を目指します。

市民が安心して受診ができるよう、医療機関との連携強化や救急医療体制の充実を図ります。また、新型コロナウイルスなどの感染症に対しては、国や県と連携し感染予防に取り組むとともに、市民が安心して日常生活を送れるよう積極的な支援を行います。

将来の足利を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することができるよう、質の高い教育・保育の提供や、地域における子ども・子育て支援の充実など、結婚から妊娠、出産、子育てに至るまで、包括的かつ切れ目のない総合的な子育て環境づくりを進めます。

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防などが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、高齢者の健康づくりの推進や、自立と社会参加を促進するための支援を行うなど、高齢者が元気で生きがいをもって生活できる環境づくりを進めます。

障がい者が地域で安心して働き、生きがいをもって活動していけるよう、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重して暮らせる社会を目指して、障がい者の日常生活と社会生活を総合的に支援する体制の整備を進めます。

市民誰もが住み慣れた地域で安心して生活し、生涯を通して充実した人生を送れるよう、家庭や地域、行政が一体となり、地域で支える福祉活動の推進に取り組みます。また、その地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会や NPO、ボランティア団体との連携強化を図り、きめ細やかな福祉サービスを提供します。

## 4 都市基盤

地域資源を活かしながら、災害に強い都市基盤を整備することで、  
快適で安全なまちをつくります。

都市基盤の整備は、魅力にあふれ安全で住みよいまちの基礎づくりです。

将来にわたり持続可能なまちであり続けるために、時代のニーズを的確に捉え、都市的利用と農業・自然的利用の調和を図りながら、都市計画を見直すとともに、あしかがフラワーパーク駅を中心とする東部地区などの新たな拠点開発も含め、適切な土地利用を進めます。

また、災害に強い安全・安心なまちづくりを実現するため、道路、河川、公園、上下水道などの都市基盤については、適切な維持管理や総合的かつ計画的な整備を行います。中橋については、国、県と一体となって、付近の堤防のかさ上げや架け替えを推進します。

市民生活や企業活動などの基盤となる道路については、橋やトンネルなども含め定期的な点検や修繕を行い、その整備にあたっては、波及効果などを十分に考慮して進めます。また、スマートICの設置による広域道路網の強化、生活路線バスの利便性向上やスマートモビリティ※1の導入などの公共交通網の充実を図るとともに、鉄道の利用促進を目指します。

野州山辺駅や史跡足利学校、鏝阿寺の周辺地域においては、面的整備により計画的に基盤整備を進めるとともに、土地の有効活用を促進します。

公園や緑地などについては、施設の長寿命化を含め、地域のニーズに即した機能や配置の再編などにより、憩いと潤いのある都市環境の形成を目指します。

宅地開発については、若い子育て世代を中心とした居住を促進するため、低廉で良質な住宅地の供給に努めます。

都市景観については、足利市景観計画に基づき、良好な都市景観の形成に努めます。特に、景観重点地区に指定した「足利学校・鏝阿寺周辺地区」においては、歴史や文化、自然と調和した魅力ある都市景観の形成を目指します。

上下水道については、将来にわたり良質な水道水の安定供給と適切な下水処理を行えるよう持続可能な事業運営と施設整備に努めます。

※1…スマートモビリティ：自動運転車など従来の交通や移動を変える新しい技術の総称。

## 5 環境・安全

**環境問題への意識を高めるとともに、消防力の充実強化と、  
防災・減災対策に取り組み、環境にやさしい安全・安心なまちをつくります。**

**環境・安全は、豊かな自然と市民の生活を守るセーフティネットです。**

国連が提唱するSDGsの理念に則り、環境への負荷が少ない安心して暮らせる持続可能なまちづくりを、市民、事業者、行政が一体となって進めます。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、省エネルギー化や太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及・促進に向けた事業を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

また、多種多様な生物が生息できる自然環境を未来へと継承していくため、環境の保全に取り組みます。

公共用水域※1の水質を保全するため、生活排水などの持続的な処理に取り組みます。

ごみの適正処理については、限りある資源を有効活用するため、市民一人ひとりの理解と協力の下、ごみの減量化や再資源化を徹底し、循環型社会を実現していきます。新たなごみ処理施設については、効率的で環境に配慮した施設を総合的、一体的に整備します。

新たな斎場については、遺族の心情や環境に配慮した施設整備を進めます。

令和元年東日本台風や令和3年の西宮林野火災等を教訓とし、風水害、地震、火災その他の災害等から市民の生命と財産を守るため、危機管理体制を強化するとともに、消防団や自主防災会などと連携し、自助、互助、共助、公助による地域防災力の向上を目指します。また、新しい消防庁舎を中心に、火災予防対策や消防・救急体制の充実強化を図ります。

防犯については、市民の防犯意識を高め、地域での見守りや防犯パトロールなどの対策を進めるとともに、防犯カメラの設置など防犯インフラの整備に努めます。

※1…公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。

## 6 都市経営

市民の力を活かした新しいまちづくりを推進するとともに、  
徹底した行財政改革によって、持続可能なまちをつくります。

持続可能な都市経営の要は、市民との協働と次の100年を見据えた財政基盤の強化です。

地域の課題解決や自立した地域づくりに取り組むため、市民と行政が役割を分担し、課題の共有や相互理解を図るとともに、新たな人材を発掘、育成し、市民の力を活かした新しいまちづくりを推進します。また、民間事業者と行政が互いに得意分野を活かし、共に新しい価値を生み出す公民連携に取り組みます。

人口減少社会において、選ばれるまちになるため、本市のブランド力を高め、広めながら、市民が郷土を誇りに思う気持ちを醸成します。また、コロナ禍における地方志向の高まりを捉え、若者がこのまちでチャレンジし、活躍できるよう支援するとともに、移住希望者に対するきめ細やかな対応や関係人口※1の創出により、移住・定住を促進します。

行財政運営については、大型公共施設の更新に伴い市債残高が増加するなどの影響が見込まれることから、市税のほか、ふるさと納税制度の活用など自主財源の確保を図るとともに、歳出の徹底的な見直しや最少の経費で最大の効果が得られる取組により、持続可能な財政基盤の強化に努めます。また、ICTの活用、デジタル化などによって新しい生活様式に対応した市民サービスの提供と行政の効率化を図ります。

公共施設については、足利市公共施設等総合管理計画及び再編計画等に基づき、計画的に更新・統廃合・長寿命化などを実施し、財政負担を軽減・平準化するとともに適正配置を図ります。また、大規模未利用地などの公有財産については、地域の特徴やニーズを踏まえ、民間のノウハウを取り入れるなど有効活用を努めます。

広域行政については、医療や防災など広域的な課題を踏まえ、生活圏を同じくする近隣市町との連携を図ります。

※1…関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。

(裏表紙)

市制 100 周年ロゴマーク

皆さんの **ご意見** をお聴かせください！

# 足利市基本構想原案

(第8次足利市総合計画)

パブリック  
コメント

市では、足利市を将来どのようなまちにしていくのか、令和4(2022)年度から8年間の指針となる「第8次足利市総合計画」の策定を進めています。

「足利市基本構想」は、その総合計画の中でも最も基本となる部分です。

このたび、市民ワークショップや市民アンケート、市民検討委員会での検討などを経て、基本構想原案がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆さんから広くご意見・ご提言を募集します。



**1. 募集期限** 令和3(2021)年7月21日(水)(必着)

**2. 応募方法** 住所、氏名(団体は団体名、代表者名)、電話番号をご記入のうえ、次のいずれかの方法で総合政策課へ提出してください。

【郵送】〒326-8601 足利市本城三丁目2145 足利市役所 総合政策課宛

【ファクス】0284-21-1384 総合政策課宛

【Eメール】sougou@city.ashikaga.lg.jp 総合政策課宛

【直接持参】総合政策課(市役所本庁舎4階)

※電話での受付は行いません。

※様式は問いませんが、裏面意見記入用紙をご利用ください。

**3. 資料の閲覧場所**

- ・総合政策課(市役所本庁舎4階)、市民資料室(市役所本庁舎別館1階)、各公民館
- ※土・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時までです。
- ・足利市ホームページからもご覧になれます。

**4. いただいたご意見は…** 住所、氏名、電話番号などの個人に関する情報を除き、これに対する市の考え方とともに整理したうえで、市ホームページなどで公表します。意見をいただいた方への個別回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

お問い合わせ…足利市役所総合政策課 電話 0284-20-2103

【裏面に意見記入様式があります】



## 足利市基本構想（第8次足利市総合計画）原案に関する意見

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所	〒	連絡先	電話		
			Eメール		
該当する ページ、項目	意見の内容				

○提出期限：令和3(2021)年7月21日(水) 必着

○提出先及び問合せ先：足利市 総合政策部 総合政策課（電話 0284-20-2103）

○提出方法【郵送】：〒326-8601 足利市役所 総合政策課

【ファクス】：0284-21-1384

【Eメール】：sougou@city.ashikaga.lg.jp

※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所、氏名等)は、公表いたしません。